

これは、数十年にわたって土地、施設の所有権を民間企業に移転することの是非を判断するに当たって、施設の整備、整備のための資金調達、管理運営を自ら実施するのに必要な経費の詳細な分析や、これらを外部委託することにより削減されるコストの予測等をコンサルタント会社と協議することが必要となるため、その費用を支援するものである^{*38}。

5-3. 寄附金等

大学の財務統計にある“Endowment & Interest payable”の収入項目（99年度の場合、約2億5,000万ポンド）には、寄附金も含まれる可能性があるが、基金運用収入と基金以外の保有財産の運用益がその主たる内容と考えられる。このため、大学における寄附金収入については、正確なデータがない。

大学関係者によると、英国の大学は、従来、卒業生等から寄附金を集めるという活動にあまり熱心ではなく、最近になって、オクスブリッジを中心に卒業生等からの募金活動を積極的に展開するようになったようである。民間企業からの寄附金の受入も積極的になりつつあり、ケンブリッジ大学が、近年、ビル・ゲイツから1億3,000万ポンドの寄附を受けたのは有名である。

なお、寄附金税制については、charity（研究支援財団）に対する寄附を促進するため、2000年4月から図2-2のように大幅な税制改正が行われた。具体的には、“Gift aid”と呼ばれる企業や個人の公益法人に対する寄附の形態に係る税制上の優遇措置について、1回の寄附につき250ポンド以上と設定していた寄附金額の下限が撤廃され、企業については、公益法人に寄附した金額全額を損金算入でき、個人については、寄附金全額を所得控除できることとなった。

表2-19 Charityに対する寄附金税制の改革

寄附の形態	税目	税制上の優遇措置	
		改革前	改革後
Gift aid	法人税	250ポンド以上 全額損金算入	全額損金算入
	所得税	250ポンド以上 全額所得控除	全額所得控除
Payroll giving	(法人税)	所要経費は全額損金算入	
	所得税	年額1,200ポンドまで所得控除	全額所得控除

また、給与所得者が給与から天引きして行う公益法人に対する寄附の形態（“Payroll giving”）に係る税制上の優遇措置について、年額1,200ポンドの上限が撤廃され、被雇用者が雇用主である企業との間で、あらかじめ指定する公益法人への寄附金を給与から天引きす

ることについて合意していれば、寄附金額が全額所得から控除されることとなった。この場合、企業は、天引きや指定された公益法人への寄附手続き等に必要な経費について、全額損金算入できる*39。

5-4. 学内における資金配分

5-4-1. 経理事務に係る権限関係

英国の大学内部における資金配分等の仕組みは多様であるが、近年、財源の多様化が進む中で、各大学の学内における経理事務の権限は、本部統括型から部局委任型へと移行する傾向があると言われている。

大学の主たる収入源がUGC等からのブロック・グラントであった時代は、本部の役割が大きく、部局の長は、可能な限り本部から資金を調達していくことで能力が評価された。このような状況においては、各部局長は学務面でのリーダーシップに専心すればよいという利点の一方で、部局のコスト意識が希薄となりがちで資金管理において必ずしも効率的でないという問題もあった。

UGC等からのブロック・グラントが頭打ちとなり、各大学が経費の削減に努めるとともに、独自の財源を求めて、財源の多様化を図る中で、各部局のコスト意識を高めるとともに、部局毎の収入確保のためのインセンティブを付与する必要があり、部局の自立性を高める方向で、学内の資金配分の仕組みが変革していくこととなった。もっともその際、大学としての統一性を維持することも必要であったことから、本部における戦略的な計画や政策的資金配分の機能が一層重視されることとなった。

5-4-2. 資金配分の仕組み

学内の部局間における資金配分の仕組み・ルールについても多様であり、前年の実績をベースにするところ、毎年度ゼロベースで各部局長が財政部局と折衝するところ、一定の形式（多くの場合、学生数）に基づいて各部局に予算が配分されるところなどがある。

具体的には、例えば、基本的な収入（授業料、財政カウンシルの補助金等）を推計し、本部経費（30%前後が一般的）を差し引いた上で、残りを部局経費として配分する。その際には、財政カウンシルの教育補助金配分の分野別学生単価をベースにして、学部学生と大学院学生を一定の指數（1：2など）で加重した人数をかける等の方法で各部局の配分額を算定する。また、各部局の収入増に対するインセンティブとして、当該部局に係る、留学生授業料の2.5%，前年度における研究協議会（RCs）や研究支援財団（charities）からの研究資金収入の7.5%，受託研究の間接経費の50%などのルールで上乗せ配分が行われる。なお、本部経費は本部の管理運営費として使用するだけでなく、新しい試みや大学としての重要施策のために（初期経費分として）期間を限定して、関連部局に配分される資金も含まれる場合がある。